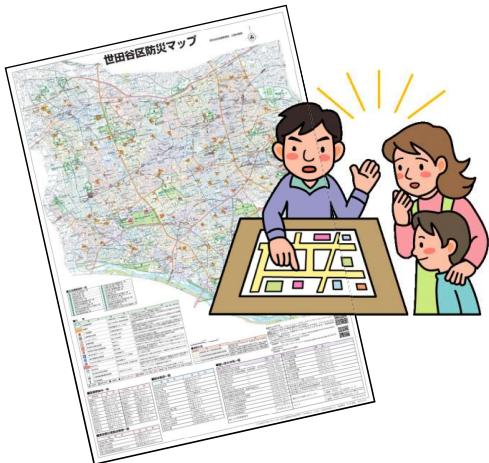




せたがや
SETAGAYA CITY

世田谷区災害時ボランティア受入体制整備事業

世田谷区の 被害想定と震災対策について



世田谷区危機管理部

1

お話の流れ

- 1 東京において想定される地震と被害
2 区において想定する地震と被害

⇒敵を知る

- ## 3 区の災害対策のあらまし 4 個人における災害対策について

⇒正しくおそれて、対策をする

まとめ

1 東京において想定される地震と被害

平成24年

東京都防災会議

「首都直下地震等による東京の被害想定」

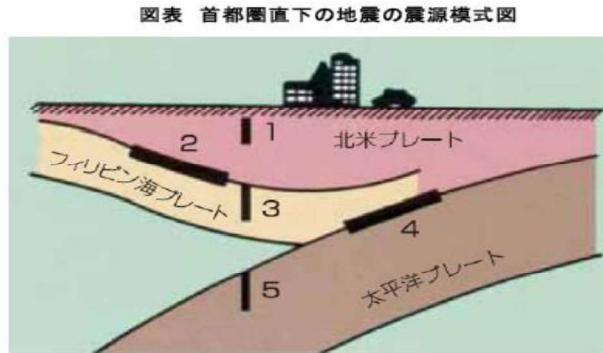
□首都直下地震

・東京湾北部地震 (M7.3)

・多摩直下地震 (M7.3)

海溝型地震の前に頻発

プレート境界の位置が浅いことが判明



1 地表近くの活断層による地震
2 フィリピン海プレート上面に沿うプレート境界型地震
3 フィリピン海プレートの中の内部破壊による地震
4 太平洋プレート上面に沿うプレート境界型地震
5 太平洋プレートの中の内部破壊による地震

□海溝型地震

・元禄型関東地震 (M8.2)

津波対策のために想定

200~300年周期

図表 海溝型地震発生の仕組み

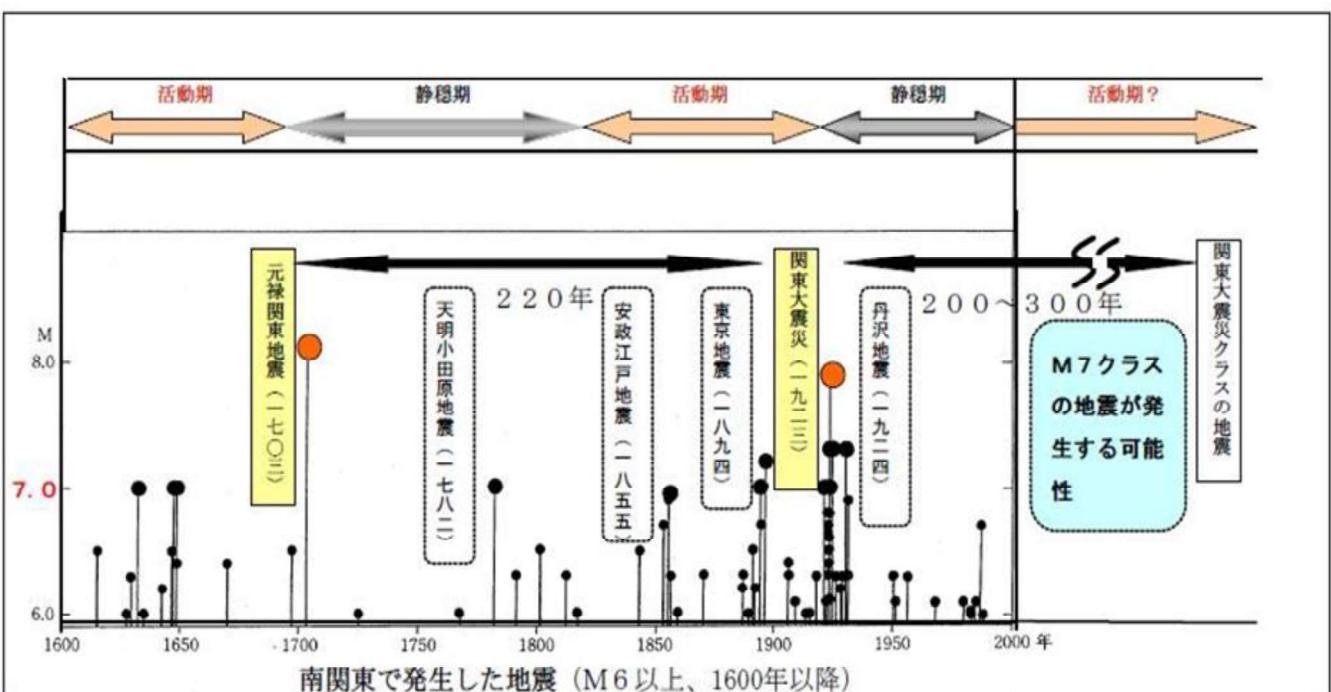


□活断層で発生する地震

・立川断層帯地震 (M7.4)

数千年に1回

首都直下地震の切迫性



◆首都地域では、2~3百年間隔で関東大震災クラス(M8)の地震
□今後100年以内に発生する可能性はほとんどないことから除外

◆この間に、M7クラスの直下地震が数回発生 □今回の対象

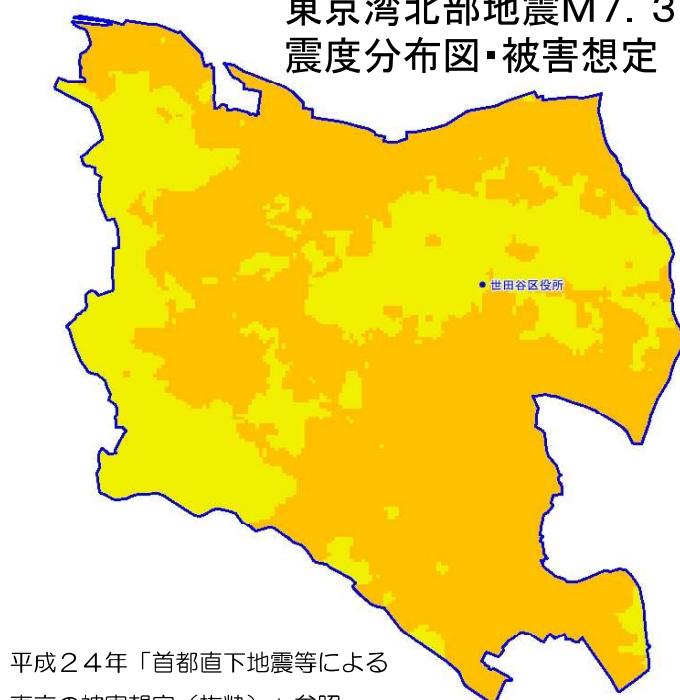
凡例
○ : マグニチュード8クラス
● : マグニチュード7クラス
● : マグニチュード6クラス

東京湾北部地震による被害想定 (M7.3)冬の午後6時・風速8m/秒

人的被害	死者	揺れ 火災 計	約5600人 約4100人 約9700人
	負傷者	揺れ 火災 計(うち重傷者)	約12万9900人 約1万7700人 約14万7600人 (約2万1900人)
	建物被害	揺れ 火災 計	約11万6200棟 約18万8100棟 約30万4300棟
避難者の発生 (ピーク:1日後)	死者		約339万人
	負傷者		約517万人
	計		

2 区において想定する地震と被害

東京湾北部地震M7.3
震度分布図・被害想定



平成24年「首都直下地震等による
東京の被害想定（抜粋）」参照

区分	項目	被害想定
人的被害	死者	655人
	負傷者 (重傷者)	7,449人 (1,366人)
物的被害	ゆれ等による 全壊棟数	6,074棟
	焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	21,727棟
その他	避難者数 (避難行動生活者数)	242,390人 (157,553人)
	帰宅困難者数	168,047人
ライフライン 被害	停電率	19.4%
	固定電話不通率	12.7%
	低圧ガス供給故障率	100.0%
	上水道断水率	30.8%
	下水管きよ被害率	24.7%

減災目標

1死者の減

2避難者の減

3建築物被害の減

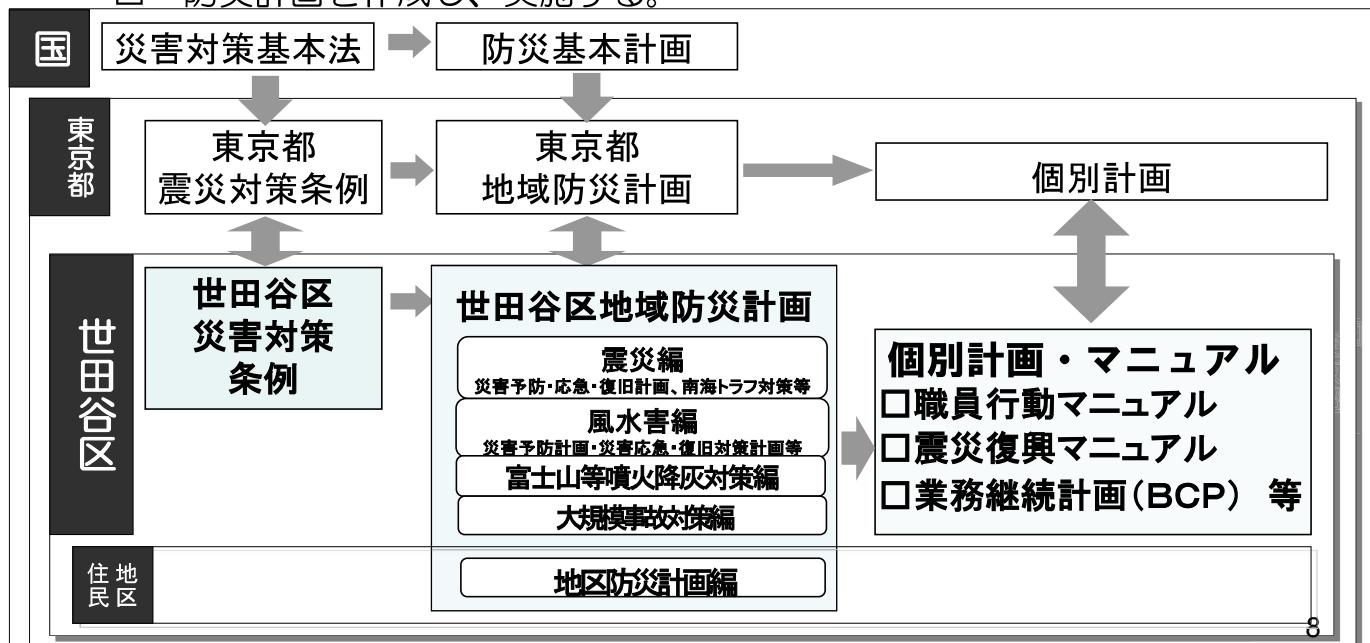
- 建物の耐震化
- 家具類の転倒防止等防止対策の推進
- 感震ブレーカーの設置促進
- 避難所のトイレの整備
- 住宅、建築物の不燃化

3 区の災害対策のあらまし

(1) 区の責務

災害対策基本法（昭和36年11月制定）で、以下のとおり地方公共団体の責務が定められている。

- 地域、住民の生命、身体、財産を災害から保護する。
- 防災計画を作成し、実施する。



耐震化の支援

家具転倒防止器具取付支援

地震時の家具等の転倒を防ぐため、お住まいの住宅の居室・寝室等にある家具に、家具転倒防止器具等の取付をします。

主な対象者：

- ・65歳以上の方
- ・身体障害者の方(1,2級)
- ・要介護者の方(要介護3,4,5)等がお住まいの世帯(建物の新築年時は問いません)

上限額：2万円
(高見代・取付費含む)
(2万円を超える部分は申請者の負担となります)

※他にも要件あります。詳細は別途パンフレットをご覧ください。

大地震 が起こったら!?

どうしよう!
あなたの家は耐震化されていますか?

建物の耐震化・家具転倒防止器具の取付を支援しています! 大地震に備え、建物を補強し、あなたの大切な命と財産を守りましょう!

世田谷区 防災街づくり委員会
防災街づくり課 勧善促進班(区役所第1号舎4階)
〒154-8504 世田谷4-21-27
☎5432-2468 ☎5432-3043

QRコード

耐震シェルター・耐震ベッド

地震時の建物倒壊から身の安全を確保するため、耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用の一部を助成します。

主な対象者：

- ・昭和56年5月31日以前に竣工した木造住宅にお住まいの方
- ・65歳以上の方
- ・身体障害者等の方(1-2級)
- ・要介護者の方(要介護3-5)

助成金限度額：30万円
(令和2年度までの期間限りで、一部の方に上乗せ助成があります)

・区分指定する耐震シェルター・耐震ベッドが助成対象です。

・賃貸住宅等で、所有者以外の方が申請者となる場合は、建物所有者の承諾が必要になります。

※他にも要件あります。詳細は別途パンフレットをご覧ください。

9

耐震化支援制度各種

木造住宅の耐震化支援事業
(戸建て住宅・長屋・共同住宅・賃用住宅・併用住宅)

あなたの家の
耐震診断・耐震化を支援します!

制度の概要
昭和56年5月31日以後に竣工した、木造在来構造の
壁工法(ツバメイワーエンジニアリング)による
建物の改修工事等を助成するもの
※扶助対象者(申請者)は、原則として所有者または
土地所有者(法人は対象外)
※扶助対象者(申請者)は、原則として所有者または
土地所有者(法人は対象外)
※扶助対象者(申請者)は、原則として所有者または
土地所有者(法人は対象外)

世田谷区 防災街づくり委員会
防災街づくり課 勧善促進班(区役所第1号舎4階)
〒154-8504 世田谷4-21-27
☎5432-2468 ☎5432-3043

世田谷区
H28-4

**道路に面した
ブロック塀等の撤去費用を
助成します**

～ブロック塀等撤去工事助成事業のご案内～

助成制度を利用できる方
 ブロック塀等の所有者、または土地所有者(法人は対象外)
※共有の場合、共有者全員の同意が得られた場合に限ります(マンションの管理組合等)

助成対象の工事・塀の条件(「狭い道路」は対象外)
 建物の建替え、改修及び解体等に伴う撤去工事でないこと
 高さ0.8mを超えるブロック塀、万年塀、大谷石塀等
 助成対象の道路に面していること ※隣地との境にある塀等は対象外になります

助成金額
ブロック塀等の延長
1mあたりの助成額 **5,000円/m**
(通学路沿いの場合) **8,000円/m**
最大で **20万円** を助成します

※実際にかかった費用が、助成金額より少ない場合はその額を助成いたします

**高齢者・障害者・要介護者等の方
お住まいの世帯について
家具転倒防止器具の取付けを支援します!**

申請書はこの中に(3ページ)にあります

家具転倒防止器具の取付けを支援します!

世田谷区
H28-4

10

防災用品のあっせん

11

区立小中学校の耐震化率

71.1%

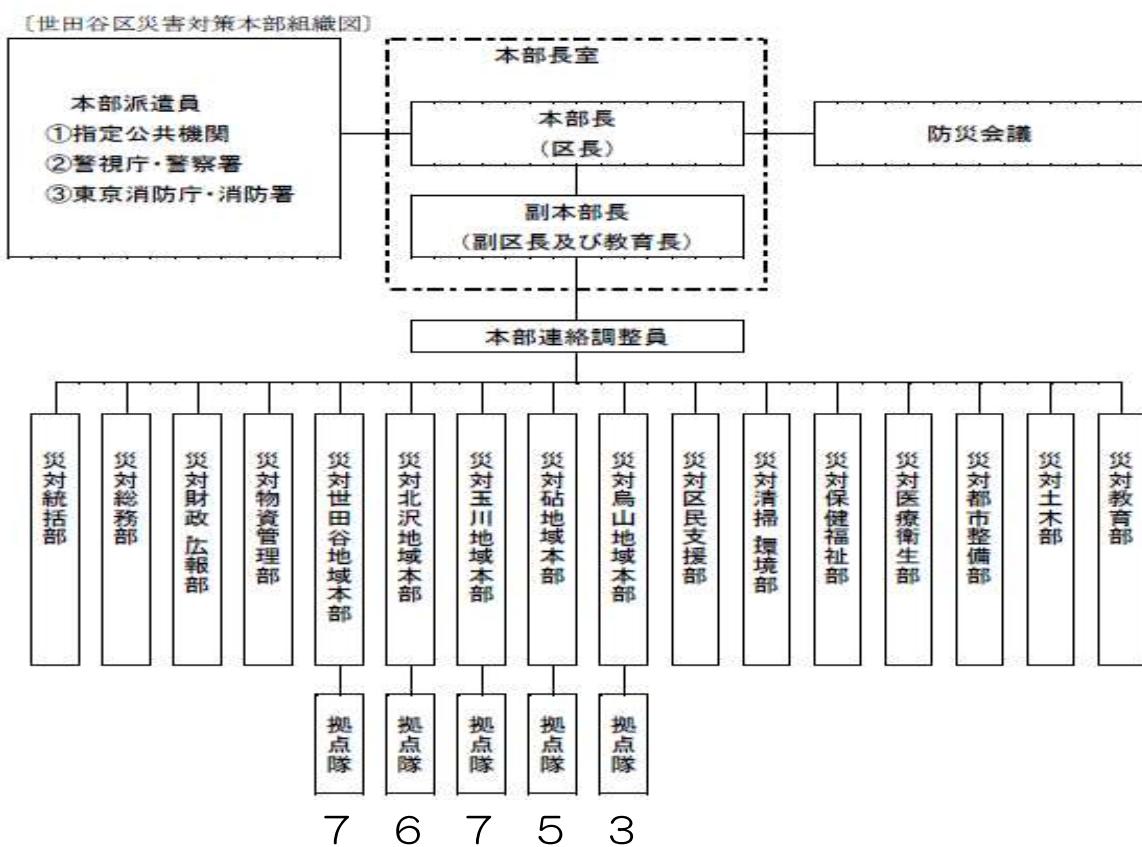
(令和7年度100%達成目標)

公共施設、区営住宅の耐震化率

100%

(2) 応急活動計画

①災害対策本部の組織



13

災害対策本部と共に
防災対策に資する指定公共機関として
以下を指定しています。

NTT東日本
日赤東京都支部
首都高速道路西東京管理局
東京電力パワーグリッド株式会社
東京ガス株式会社
日本郵便世田谷郵便局
ヤマト運輸

14

(2) 応急活動計画

②非常配備態勢の指定

区内で震度5弱以上の地震を観測した場合、職員が自動参集し、災害対応にあたる。

震度	参集職員数	割合
震度5弱以上	約4, 000名	約75%
震度5強以上		
震度6弱以上	約5, 400名	100%

15

拠点隊の活動

- 1 来庁者、利用者、被災者の救護
及び避難誘導
- 2 災害状況の調査及び情報収集
- 3 医療救護所の支援
- 4 避難所の支援
- 5 安否情報の収集

16

(3) 避難計画

①一時（いっとき）集合所

避難のために一時的に集合する場所。区内に約480か所指定。

②広域避難場所

火災延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった場合に避難する場所。区内外に24か所指定されている。

③指定避難所

自宅での居住継続が困難な場合等に、一時的に受入。区内小中学校等92か所。

④予備避難所

小中学校等の指定避難所では収容しきれない場合等に、協定を締結している区内の都立高校・私立大学等を予備避難所として開設。区内に40か所指定

⑤福祉避難所（高齢者・障害者・母子）

高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等の受入・保護のために開設される避難所。

福祉避難所（高齢者）57施設 高齢者施設

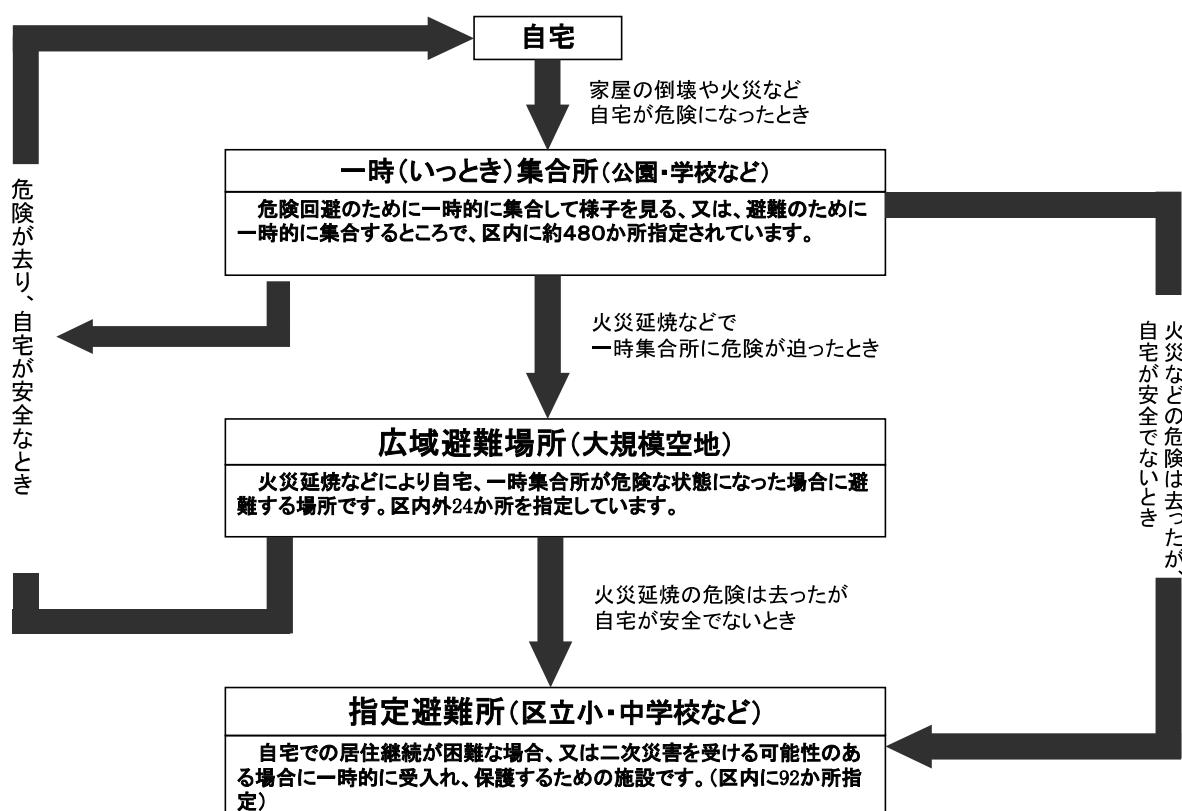
福祉避難所（障害者）42施設 障害者施設

福祉避難所（母子） 9施設

（令和2年度9月現在）

17

(4) 避難の方法



(5) 医療救護・衛生計画

	医療救護所	緊急医療救護所
主旨	区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所である。	区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する。主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所である。
設置場所	区立小中学校 20箇所 【小学校】駒繫小、駒沢小、桜小、池尻小、代田小、代沢小（仮校舎）（旧花見堂小）、深沢小、二子玉川小、九品仏小、祖師谷小、明正小、烏山小、希望丘小、池之上小（旧北沢小） 【中学校】桜丘中、松沢中、玉川中、用賀中、砧南中、芦花中、	災害拠点病院等の近接地等（病院の敷地内を含む） 【災害拠点病院】主に重傷者の収容・治療を行う病院 至誠会第二病院、関東中央病院、都立松沢病院 【災害拠点連携病院】主に中等症者や容態の安定した重傷者の収容・治療を行う病院 東京明日佳病院、国立成育医療研究センター、世田谷北部病院（旧世田谷下田病院）
設置時期	区が災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合	発災直後から超急性期（もしくは急性期）
機能	●傷病者に対する応急処置 ●広報医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ●輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ●助産救護 ●死亡の確認 ●以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	●傷病者のトリアージ ●重傷者等の災害拠点病院等への搬送調整 ●軽症者に対する応急処置

19

(6) 世田谷区の備蓄状況等

① 区の備蓄量

新たな被害想定では、小中学校等における避難所生活者数は約16万人となっていが、より深刻な状況を想定し、約19万人の3食分である57万食を備蓄。

② 都区の役割

区としては、1日分の備蓄しかないが、2日目以降は東京都が食料を備蓄・調達により確保することとなっている。

③ 生活必需品

生活必需品については、東京都が主体となって必要最小限度を備蓄または調達により確保することとなっている。

④ 飲料水・粉ミルク

避難所にある飲料水は、粉ミルクを作るための水となっている。
飲料水の確保は、区内外12箇所にある給水拠点から飲料水の給水を受けることになる。（区内のほぼ全域が給水拠点から2kmの範囲内となっている。）

⑤ 協力協定

大災害になると区だけでは対応できないので、近隣自治体や民間企業等との災害時の協力協定を締結している。（345の協定を締結）

20

多様性に配慮した 女性の視点からの防災対策

◆せたがや女性防災コーディネーター養成研修 (平成30年11月～令和元年10月実施)

【目的】

“多様性に配慮した女性の視点”を持つ「せたがや女性防災コーディネーター」の養成

【内容】

コミュニケーションスキルや防災に関する知識の習得、避難所運営ゲーム（HUG）の作成等

→ 修了者：38名



21

多様性に配慮した 女性の視点からの防災対策

◆世田谷版HUG（避難所運営ゲーム）

世田谷版HUGとは、世田谷区内における「多様性に配慮した女性の視点からの防災対策」の普及・啓発を目的とした防災ゲーム。

多様な避難者（障害者や外国人、妊娠婦、性的マイノリティの方など）への配慮や避難所運営における役割固定化の防止等に関する要素を更に加えた“世田谷区オリジナルバージョン”となっている。



22

多様性に配慮した 女性の視点からの防災対策

◆今後の活動について（地域啓発研修など）

地域啓発研修とは、せたがや女性防災コーディネーターが講師となり、世田谷版HUGを用いて、「多様性に配慮した女性の視点からの防災対策」を普及・啓発していく研修。

【実績】

第1回 令和元年12月 7日 @上町地区防災塾

第2回 令和2年 2月12日 @青少年砧地区委員会（第3回研修会）



区HPをチェック!!

せたがや女性防災コーディネーター
ホームページについてはこちら
<http://www.setagaya-gv.jp/seitaku/seitaku01.html>

23

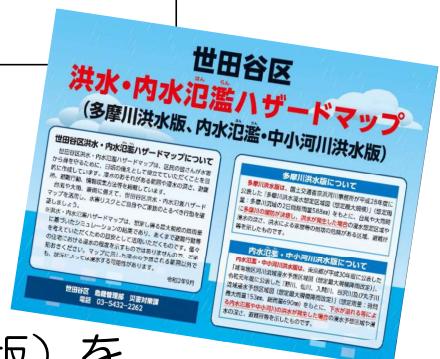
トピックス

風水害に備えて ～事前準備～

①洪水ハザードマップの確認

区では洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）を作成しております。

自宅が浸水するおそれがあるか、どれくらい浸水するか、避難所等への避難が必要があるか、事前に確認しましょう。



洪水ハザードマップ配布場所：災害対策課、各総合支所地域振興課、まちづくりセンター、図書館等

24

トピックス

風水害に備えて ～事前準備～



②東京マイ・タイムラインの確認

マイタイムラインとは、風水害への避難に備えた行動を時間の流れに沿って、あらかじめ決めておくものです。

東京マイ・タイムラインでは、作成シート等がまとめられていて、簡単に作成することができます。

あらかじめ作成した、マイ・タイムラインを活用して、台風が近づいて来た時にあわてず行動できるようにしましょう。

25

トピックス

風水害に備えて ～事前準備～

③家の周りの点検、清掃

雨水は、道路脇にある「雨水ます」から側溝や下水管へ流れるため、車乗り入れブロックやプランターなど排水の障害になる物があると、道路冠水や浸水の原因となります。

事前に撤去しておき「雨水ます」にゴミが溜まらないよう掃除しておきましょう。



26

トピックス

風水害に備えて ～事前準備～

④土のう、止水板の準備

区では、区民の皆さんが必要に応じ、いつでも土のうを持ち出せる「土のうステーション」を区内各所に設置しています。



また、浸水が多い場所や間口の広い住宅、半地下、地下を伴う建築物や駐車場では、道路面より少し高く階段を設けたり、止水板を設置するなど恒久的な対策が必要です。

27

トピックス

風水害に備えて ～避難について～

警戒レベルについて

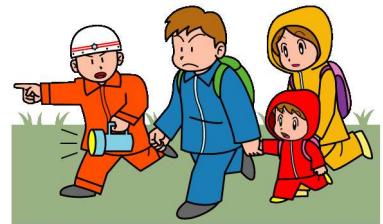
世田谷区が発令する避難情報と警戒レベル

警戒レベル	避難情報等
警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	注意報（気象庁発表）
警戒レベル1	警報級の可能性（気象庁発表）

28

トピックス

風水害に備えて ～避難について～



風水害時の避難所について

台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれがある場合、多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令し、多摩川洪水浸水想定区域内に居る方で早めに避難する方を受け入れるため、2段階に分けて避難所を開設します。

台風接近・通過前日まで（24時間前まで）

台風接近・通過当日（暴風雨前）

水害時避難所（第1次）

水害時避難所（第2次）

避難所の開設・運営は区が責任を持ち、地域住民とともに運営を行います。

29

トピックス

風水害に備えて ～避難について～

水害時避難所（第1次）

台風の接近・通過の前日まで
に（24時間前までに）開設

玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等を水害時避難所（第1次）として、多摩川洪水浸水想定区域から離れた施設を水害時避難所（第1次）として開設します。

水害時避難所（第2次）

台風接近・通過の当日
(暴風雨前) に開設

玉川・砧地域

多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校のうち、水害時避難所（第1次）として開設した以外の区立小中学校等を水害時避難所（第2次）として開設します。

世田谷・北沢・烏山地域

一部の土砂災害警戒区域等への避難所として、また、暴風により身の危険を感じ、自主的に避難する方を受け入れる水害時避難所（第2次）として開設します。

30

風水害に備えて ～避難について～

避難所に行くことだけが避難ではありません！

避難というと、小中学校などの避難所に行くことを考えますが、避難所を利用する以外にも様々な避難の形があります。

自主避難 自身で宿泊施設等を確保して避難する。

縁故避難 浸水のおそれがない家族や親戚、友人の家に避難する。

在宅避難 自宅に浸水のおそれがない場合は、避難所を利用せず自宅で過ごす。

自身や家族に合った避難の仕方や避難先を今一度考えましょう！

4 個人における災害対策について 【その1】防災・災害対策に関するキーワード

①自分の身は自分で守る (自助)

②自分たちのまちは自分たちで守る (共助)

③行政の支援 (公助)

【その2】震災時の行動

地震が発生したら

自宅にいる

- すぐに頭を守る
- 家具などが倒れてこない場所に移動する
- 揺れがおさまったら火元を確認する

外出している

- 手荷物などで頭を守る
- ガラスや看板などの落下物に注意する
- ブロック塀・自動販売機などから離れ、広場などに移動する

職場・学校にいる

- 窓際やロッカーなどから離れる
- 机の下に入り、落下物から頭を守る
- 誘導者や先生の指示に従って行動する

乗り物に乗っている

- つり革や手すりをしっかりと握る
- 乗務員の指示に従って行動する
- 車を運転中は、徐々にスピードを落として路肩に停車し、ラジオで状況を確認する

33

【その3】防災啓発物

防災に関する情報提供のため、さまざまな手段による情報通信の確保や、啓発物の配布を行っています。

平時から情報収集手段を把握するとともに、ご家庭の防災対策に啓発物をご活用ください。

○区ホームページ、区ツイッター、防災マップアプリ

○防災啓発物

(災害対策課・総合支所・まちづくりセンターなどで配布)

せたがや防災、防災カード、区民行動マニュアルマップ版、各ハザードマップ（洪水、土砂災害）など



34

【その4】災害・防犯情報メール配信サービス

【サービス概要】

このサービスは、あらかじめメールアドレスを登録いただいた方に、下記の種類のメールを配信するサービスです。パソコン・携帯電話・PHSで受信できます。

種類	配信基準
地震と津波	東京都23区で震度3以上、全国で震度5以上の地震が発生した場合
気象警報	世田谷区で、大雨・洪水の警報、特別警報が発表された場合
緊急なお知らせ	災害時の緊急なお知らせ（避難勧告等）を区から配信
天気予報	登録確認を兼ねて週末の天気予報を金曜日お昼頃に配信
雨量	区内で観測された雨量が所定の基準値を超えた場合
河川水位	区内、中小河川の水位が所定の基準値を超えた場合
防犯情報	防犯に関する情報で、区が配信を必要と判断した場合

※ setagaya@bousai-mail.jpへの返信メールは、受け付けておりません。

※バーコード読み取り機能がついている携帯電話をお持ちの方は、下のQRコードでも接続できます。



QRコード

【利用料金】

情報利用料金は無料ですが、通信料は受信者負担となります。

登録・変更方法

1. 防犯・防災メールホームページ (<http://www.bousai-mail.jp/setagaya/>) に掲載しているメニューから登録・変更画面に接続し、配信内容、注意事項等をご確認ください。
2. 下記の「メール配信サービスの登録・変更」メールアドレスentry@setagaya-mail.jpに空メールを送ると、案内メールが返信されます。
※ 迷惑メール防止の設定をされている方は、URL付きのメール、info@setagaya-mail.jp、setagaya@bousai-mail.jpからのメール受信が可能なように設定してください。
3. 案内メールに添付されている関連ホームページ（URL）に接続することで手続きが完了します。
※ 初めて登録した時は、全種類のメールを受信する設定となります。一部の種類の情報が必要な場合は、登録完了の画面の 35 下方にある「変更」ボタンから設定変更ができます。

【その5】世田谷区防災マップアプリ

あらかじめスマートフォン・タブレットにインストールしておくことで、通信ができない状況でも地図の確認などができます。

1. 防災マップ機能

事前に地図をダウンロードするため、通信が利用できない状況でも地図を閲覧することができます。GPS機能がある端末では最寄の避難所や広域避難場所を検索することができます。

2. マニュアル機能

いざというときに、気になったときにすぐ災害時区民行動マニュアルを確認できます。

3. 防災メモ

予め決めた避難所をメモしておくことができ、その避難所近辺の地図を簡単に呼び出せます。

利用者本人や家族のメモを残すことができ、いざというために常備薬や血液型などをメモしておくことができます。



利用方法

スマートフォン・タブレットでご利用いただけます。アプリについてはGoogle Play、AppStoreで無料ダウンロードすることができます。

GooglePlayダウンロードページ

https://play.google.com/store/apps/details?id=com.cheeselas.dpmap_setagaya

利用条件：Android2.2以上の端末

AppStoreダウンロードページ

<https://itunes.apple.com/jp/app/id750726964?mt=8>

利用条件：iOS4.3以上の端末

【その6】非常用物品の準備

- ・食料 水（1人1日3リットル目安）
携帯トイレ（1人1日約5回の想定） 1週間分
備蓄の方法（ローリングストック、冷蔵庫の中のものを活用）
携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、軍手等
- ・乳幼児のいる場合には、哺乳瓶、ミルク、オムツなど
- ・高齢の方、障害のある方等は、常備薬、入れ歯、その他食料等で必要なもの等
- ・非常用持ち出し袋は、リュックサックなどにまとめ、目に付きやすい所に置いておく。

37

まとめ

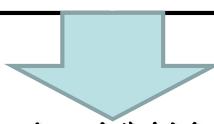
○ 自分、家族の命を守る

⇒耐震化、家具転倒、移動、落下防止など

○ 災害が発生すれば、みんなが被災者

○ 一人でも多くの被災者が支援者に

○ 区民、事業者等の生活再建

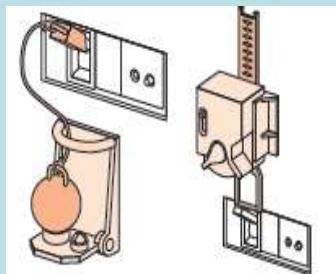


ボランティアなど様々な方々の力を
結集する必要がある。

38

最後に皆さんに周知

災害時の電気火災
発生抑制のために
感震ブレーカーを
設置しましょう！



ローリングストック法
などを活用して各家庭
1週間分の食料・水の
備蓄をしましょう！



39

ご清聴ありがとうございました



40